

公益財団法人 埼玉県公園緑地協会 最低制限価格制度試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県公園緑地協会（以下「協会」という）が実施する入札及び契約について、協会財務規程第68条に定める最低制限価格を設け、試行実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の試行の対象は、令和6年度こども動物自然公園園地管理業務委託とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格（消費税等を含まない額）に10分の7.5を乗じた額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札の執行に当たっては、入札公告に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、協会財務規程第73条により、落札者の決定はくじによるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月8日から施行し、令和7年3月31日をもって廃止する。